衆議院議員 阿部知子 2021年9月28日

柏崎刈羽原発における核物質防護規定違反に対する 東京電力ホールディングス株式会社小林喜光取締役会長の認識について(質問)

東京電力は9月22日に昨年の柏崎刈羽原発におけるIDカード不正使用および核物質防護設備の機能喪失事案への改善措置報告を記者発表しました。

その席で小林喜光取締役会長は、「今回の報告書の検証を通じまして、核物質防護 規定違反を明確に示す事案は確認されませんでした」(会見記録 37:40)と発言しま した。

しかしながら、本事案が「核物質防護規定違反」であることは更田委員長自身が 国会で何度も答弁されています (別紙)。

そこで、以下、2点につき、10月1日までに文書回答をお願い致します。

- 1. 原子力規制委員会は小林会長の見解をどう認識されておられるでしょうか。
- 2. 原子力規制委員会は9月15日に「柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況」を議題に非公開会議を行いましたが、記者発表された改善措置についても報告を受けたのか、またその非公開会議でも東京電力は、本事案が核物質防護規定違反ではないとの認識を示したのかを明らかにしてください。

なお、柏崎刈羽原発では本件以外にも、安全対策工事が完了したとの住民説明の後に未完了だったことが判明し、新規制基準を満たさない火災感知器が 100 個も設置されていた等、数々の不適切事案が報告されています。

更に福島第一原発でも、多核種除去設備 ALPS で生じる汚泥状の放射性物質の移し替え作業で、ALPS の排気フィルター25 カ所中 24 カ所が損傷していたと 9 月 13 日の原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検討会で報告。しかし、①それは 8 月 24 日にダストモニタの警報が鳴ってから 2 週間以上が経過した時点の報告で、②それまでに 9 月 2 日には 10 カ所、6 日には 15 カ所損傷したと小出しで発表、③10 日には 2 年前にも全損傷していたと報道され、13 日の検討会で問われて初めて 2 年前の全損を認め、公表も原因究明も再発防止策も講じなかった旨を回答、④次いで 27日に全 ALPS で 76 カ所中計 32 カ所が損傷していたと続報しました。

どれも初歩的な不適切事案であり、この際、原子力規制委員会は、原子炉設置許可要件である「発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」(原子炉等規制法第43条の3の6)が東京電力にあるのかを問い直すべきであることを付言させていただいきます。

## 更田原子力規制委員長による柏崎刈羽原発に関する 核物質防護規定違反に関する答弁

## ■衆議院 予算委員会第七分科会 2021年2月25日

○菊田真紀子 (略) 一連の原子力規制委員会の判断は本当に適切なものだったと考えているのか、また、本事案は判断に影響を与えるものではなかったと考えているのか、規制委員長に伺います。

〇更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用の事案につきましては、核物 質防護規定に違反となる事案でありまして、保安規定の判断に影響を与えたものではないと いうふうに考えております。

## ■衆議院 環境委員会 2021 年 3 年 3 月 9 日

〇近藤昭一 委員予算委員会第七分科会で菊田真紀子議員が取り上げています。それに対して更田委員長は、<u>核物質防護規定に対して違反であると明確に答弁をされました</u>。では、原子炉等規制法のどの条文に対する違反なのか、お答えをいただきたいと思います。

○更田委員長 お答えをいたします。

今回の事案は、<u>原子炉等規制法第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条</u> の二第四項に対する違反であります。

<u>具体的には、発電用原子炉設置者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならないと定められているものでございます。</u>

## ■衆議院 経済産業委員会原子力問題調査特別委員会連合審査会 2021 年 3 月 18 日

○阿部知子 二月の十日の日に私が予算委員会で更田委員長にお尋ねをした事案でありまして、いわゆる核物質防護規定違反であるというふうに委員長は明確に御答弁をされました。引き続いて、三月の九日、環境委員会で立憲民主党の近藤昭一議員の質問にお答えになって、今回の事案と申しますものは原子炉等規制法第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項に反する違反でありますというお答えで、これが何を意味するかというと。四十三条の今度は三の二十に基づいて、事業者に対して、原子力規制委員会が許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずる理由になり得ること、すなわち、核物質防護規定違反は原子力事業者の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずる理由になりの期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずる理由になり得ることと理解してよろしいでしょうか。

〇更田委員長 <u>そのとおり理解していただいて結構である</u>と思います。正しいと思います。